

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月4日
【会社名】	D M G 森精機株式会社
【英訳名】	DMG MORI SEIKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 雅彦
【本店の所在の場所】	奈良県大和郡山市北郡山町106番地 (注) 上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。
【電話番号】	0743(53)1125 (代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長経理財務本部長 近藤 達生
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中村区名駅二丁目35番16号
【電話番号】	052(587)1811 (代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長経理財務本部長 近藤 達生
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成26年3月4日（火）付取締役会において、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国及びカナダを除く。）における当社普通株式の募集（以下「本海外募集」という。）を決議し、これに従ってかかる当社普通株式の募集が開始されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| (1) 株式の種類                | 当社普通株式  |
| (2) 募集株式数（発行数）           | 22,134,224株<br>（注）募集による新株式発行に係る募集株式数（発行数）14,468,371株及び募集による自己株式の処分に係る募集株式数7,665,853株との合計22,134,224株   |
| (3) 募集価格<br>（発行価格及び処分価格） | 未定<br>（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、平成26年3月4日（火）から平成26年3月6日（木）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案したうえで、発行価格等決定日に決定する。） |
| (4) 発行価額<br>（会社法上の払込金額）  | 未定<br>（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、発行価格等決定日に決定する。）   |
| (5) 資本組入額                | 未定<br>（資本組入額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（1円未満端数切上げ）を発行数で除した金額とする。なお、自己株式の処分に係る払込金額は資本組入れされない。）  |
| (6) 発行価額の総額              | 未定  |
| (7) 資本組入額の総額             | 未定<br>（資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。なお、自己株式の処分に係る払込金額は資本組入れされない。）  |
| (8) 株式の内容                | 完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式<br>単元株式数100株  |
| (9) 募集方法（発行方法）           | 欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国及びカナダを除く。）における募集とし、Deutsche Bank AG, London Branch を主幹事会社兼単独ブックランナーとする引受団（以下「引受人」という。）に全株式を総額個別買取引受けさせる。   |

- (10) 引受人の名称 Deutsche Bank AG, London Branch  
SMBC Nikko Capital Markets Limited
- (11) 募集を行う地域 欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国及びカナダを除く。）
- (12) 提出会社が取得する  
手取金の総額並びに  
使途ごとの内容、金額  
及び支出予定時期
- |           |           |
|-----------|-----------|
| 手取金の総額    |           |
| 払込金額の総額   | 311億円（見込） |
| 発行諸費用の概算額 | 1億円（見込）   |
| 差引手取概算額   | 310億円（見込） |
- なお、払込金額の総額は、発行価額の総額と同額であり、平成26年3月3日（月）現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額である。
- 使途ごとの内容、金額及び支出予定時期
- 上記差引手取概算額310億円について、80億円を米国工場、天津工場の生産増強・機種拡張のための設備拡充及び国内の主力伊賀事業所を始め各事業所に新鋭設備を導入し生産改善のために、50億円を世界各地の販売拠点のショールームの整備及び展示機の充実のために、30億円をショールーム及び研修機能を備えた東京ヘッドオフィスの建設のために、40億円を DMG MORI SEIKI AKTIENGESELLSCHAFT との共同販売・共同開発・共同生産などにおける協業深化のための情報システム統合に活用する。また、残額は、財務体質の健全化に充当する。
- (13) 払込期日 平成26年3月19日（水）
- (14) 受渡年月日 平成26年3月20日（木）
- (15) 当該有価証券を金融  
商品取引所に上場しよ  
うとする場合における  
当該金融商品取引所の  
名称
- 株式会社東京証券取引所  
なお、自己株式の処分については該当事項はない。
- (16) その他の事項
- 当社の発行済株式総数及び資本金の額（平成26年2月28日現在）
- |         |              |
|---------|--------------|
| 発行済株式総数 | 118,475,312株 |
| 資本金の額   | 41,132,607千円 |
- 販売先の指定について
- 引受人は、当社の指定する販売先として、当社が資本・業務提携関係を構築している DMG MORI SEIKI AKTIENGESELLSCHAFT（以下「指定先」という。）に対し、本海外募集における募集株式数のうち、2,134,224株を販売する予定である。

A . 指定先の状況

a. 指定先の概要	商号	DMG MORI SEIKI AKTIENGESELLSCHAFT
	所在地	Gildemeister street, 60 D-33689 Bielefeld, Germany
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はない。
	代表者	Rüdiger Kapitza
	資本金	151.7百万ユーロ
	主な事業内容	工作機械の製造、販売
	大株主及び議決権比率	DMG森精機株式会社 24.9%
b. 当社と指定先との関係	資本関係	資本提携を結んでおり、当該会社は当社の株式9.0%（議決権比率9.6%）を保有している。
	人的関係	当社代表取締役が監査役に就任している。
	取引関係	業務提携を結んでいる。
	関連当事者への該当状況	当社は当該会社の大株主であり、当該会社は関連当事者に該当する。
c. 指定先の選定理由	当社は平成21年3月より、指定先と業務・資本提携関係を構築し、販売・サービス拠点の統合、部品の供給、共同開発、お客様向けのファイナンス事業等の各分野での連携を強化してきた。また、平成25年9月に、当社は指定先の新株発行に伴い追加的に株式を取得することで持株比率を24.3%（議決権比率24.9%）に高め、一方で指定先は当社の株式を市場で取得することで持株比率を9.0%（議決権比率9.6%）に高め、資本提携関係を強化した。さらに、提携関係の深化に伴い、平成25年10月1日、両社は社名を現社名に変更し、ブランド名を「DMG MORI」に統一した。こうした業務・資本提携関係を維持するため、当社は当該会社を指定先として選定したものである。	
d. 販売しようとする株券等の数	当社普通株式2,134,224株	
e. 株券等の保有方針	指定先からは、取得をすることを予定している株式の保有方針について、中・長期に保有する意向であることを確認している。株券等の譲渡制限については、後記「B 株券等の譲渡制限」を参照のこと。	
f. 払込みに要する資金等の状況	指定先が発表している直近の監査済アニュアル・レポート（平成25年3月14日発表「Annual Report 2012」）及び四半期報告書（平成25年10月29日発表「Interim Report 3rd Quarter 2013」）に記載の売上高、総資産額、現預金等の状況を確認した結果、本海外募集の払込みについて問題のないことを確認している。	
g. 指定先の実態	当社は、指定先の経営陣との定期的な面談により、指定先、指定先の役員又は従業員が反社会的勢力等とは一切関係がないことを確認している。	

B . 株券等の譲渡制限

指定先は、Deutsche Bank AG, London Branch に対し、発行価格等決定日に始まり、本海外募集に係る払込期日から起算して 180 日目の日に終了する期間中、Deutsche Bank AG, London Branch の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意する予定である。

C. 販売条件に関する事項

指定先への販売価格は、本海外募集における募集価格（発行価格及び処分価格）と同一となる。

D. 本海外募集後の大株主の状況

氏名又は名称	本海外募集前の総議決権数に対する所有議決権数の割合	本海外募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
DMG MORI SEIKI AG	9.64%	9.64%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	5.13%	4.28%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	4.21%	3.51%
森 雅彦	3.20%	2.67%
ザ バンク オブ ニューヨーク ジャスディックトリーティアアカウント	3.08%	2.57%
森 智恵子	2.07%	1.72%
野村信託銀行株式会社（投信口）	1.85%	1.54%
森 優	1.62%	1.35%
DMG森精機従業員持株会	1.37%	1.14%
株式会社山善	1.36%	1.13%

- （注）1. 「本海外募集前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、平成25年9月30日現在の株主名簿を基準とし、発行済株式総数及び自己株式数については、平成26年2月14日現在を基準として記載しており、「本海外募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、同株主名簿及び株式数を基準として、本海外募集による増加・減少分を加味して算出した数値である。
2. 「本海外募集前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「本海外募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は小数点以下第三位を四捨五入している。
3. 当社は平成26年2月14日現在、自己株式を6.56%所有しているが、本海外募集により募集後の持株比率は0.08%となる。
4. GILDEMEISTER AG 社は平成25年10月1日より DMG MORI SEIKI AKTIENGESELLSCHAFT に社名変更している。
5. 森精機製作所従業員持株会は平成25年10月1日よりDMG森精機従業員持株会に名称変更しております。

E. 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はない。

F. その他参考になる事項

該当事項はない。

安定操作に関する事項

- 今回の募集に伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

以上